

## 北海道美唄聖華高等学校 いじめ防止対策基本方針

### 1 いじめ防止に対する基本認識

#### (1) 基本理念（「北海道いじめの防止等に関する条例」より）

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

#### (2) 定義（「北海道いじめの防止等に関する条例」より）

- ①この条例において「いじめ」とは、当該児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校等に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある

- ☞冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☞仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☞軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☞金品をたかられる
- ☞金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☞嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☞パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ②この条例において「学校」とは、道内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ③この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。
- ④この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ⑤この条例において「重大事態」とは、次に掲げる事態をいう。
  - ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
  - イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。☞「重大事態」が起きた場合は、速やかに道教委に報告し連携し対応にあたる。

### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止対策と日常的なチェック機能、緊急時の対応など、校内のいじめ対応の中心的な組織として「いじめ対策委員会」を設置する。情報交換会議を随時必要に応じて開催する。また些細な事でも「いじめ情報」が確認された場合には委員会を招集する。

（いじめ対策委員会 構成員）

- 教頭                      ○教務部長                      ○生徒指導部長
- 看護科長                ○養護教諭                      ○特別支援教育コーディネーター
- 衛生看護科ならびに、専攻科看護科の学年主任および当該クラス担任

【関係機関との連携】

- スクールカウンセラー                      ○スクールソーシャルワーカー
- 警察                      ○学校医                      ○児童相談所

3 未然防止、早期発見、解決のための取組

(1) 教育相談体制の充実

- ①担任による個人面談（クラス全員）
- ②教育相談担当者による観察と情報の共有と連携
- ③北海道教育委員会「子ども支援センター」の活用  
電話相談：0120-3882-56  
メール相談：sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
- ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との情報共有と連携
- ⑤昼休み相談の実施

(2) 校内体制の確立

- ①いじめと疑われるような事案が発生した場合、生徒指導部長に報告する。その後、いじめ対策委員会を開く
- ②いじめ対策委員会により必要に応じての情報交換、報告等の実施
- ③担任、各教科、養護教諭、部活顧問等、全教職員による生徒観察、変化情報等の共有
- ④学校独自のネットパトロールを実施、および道教委のネットパトロールとの連携による情報収集
- ⑤いじめに関する校内研修の実施
- ⑥PDCAサイクルによるいじめ防止対策基本方針の年度ごとの見直しの実施
- ⑦スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、児童相談所、警察等との連携
- ⑧学校評価を活用したいじめ対策の改善と充実
- ⑨中学校等との連携による、入学時の生徒状況の的確な把握
- ⑩「いじめ未然防止モデルプログラム」を参考にした、教育活動全般を通じた効果的ないじめ未然防止対策の実行

(3) 生徒が主体となった運動の実施

- ①全校生徒を対象とした「いじめ防止標語」募集による啓発活動
- ②生徒会主催の「いじめ防止 PR 活動」の導入

(4) 各種通信による啓発

- ①生徒指導部通信  
その時々指導課題に加えて、随時いじめやネット問題についての注意喚起や、倫理観や道徳心を啓蒙するような内容を盛り込み、様々な角度から豊かな人間性を育むことを目的とする。
- ②各学級、学年通信  
集団内の望ましい人間関係やコミュニケーションのあり方、看護師を目指す上で求められる基本的資質などの理解と啓発に努める。
- ③保健だより、進路通信その他  
各業務の視点で、精神的健全性、職業観、生き方に触れるような内容を関連づけて指導する。

## (5) 日常の教育活動

### ①教科指導

すべての教員が公開授業を実施（年間2回）する。互いの授業を参観し、教科指導と生徒指導の観点から、「わかる授業」と「規律ある授業」作りに取り組み、「授業力」の向上を図っている。また、BYOD（Bring Your On Device）の研修を推進することで生徒が主体的に学ぶ環境作りを行い、生徒が積極的に学習活動に参加する意欲と態度を育てることが、自律的な学校生活と秩序ある集団生活を確立し、心の安定化を図ることとなる。

### ②実習の重要性

本校では病院や老人保健施設、養護学校、子育て支援センター等の多種多様な臨地実習施設において、校内の教科活動では学べない貴重な職場体験を行っている。看護に関わる基本的な考え方や技術はもとより、身体的、精神的支援を介した、コミュニケーションを通じての、他者への想像力を養い人間理解を深めることができる。また、そこで経験した失敗や達成感、感謝と反省を繰り返しながら、自己有用感を獲得していくことができる。さらにグループによる実習は、仲間との人間関係、協力体制、協調性や責任感等々をなくしては成立できず、自ずから互いを認め合いながら、補い、そして集団としての結びつきを強め他者尊重の精神を育てることができる。

### ③校訓の実践

教職員、生徒共に本校の校訓である「思いやりある言葉と笑顔」の精神を大切にしながら日々教育活動をすることで、看護師の基本資質を磨くことがいじめ防止にも資する。

### ④校内規律の維持と向上

信頼される看護師育成を学校の基本方針として、規範意識の確立、倫理観、法令遵守、不正を許さない態度の育成等々、学校の教育活動全般を通じて取り組んでおり、その学校風土においては、とりわけいじめは絶対に起きてはならない行為であると、学校全体で認識しながら教育実践をしている。

## (6) 調査活動

### ①いじめアンケート調査の実施（年2回）

### ②担任面談時での聞き取り（全校生徒と年2～3回実施）

### ③いじめ相談窓口

□ 美唄市子どもテレホン相談 住所 〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市 教育委員会 生涯学習課

TEL 0126-62-3132 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15

□ 子どもの人権110番（法務局）

TEL 0120-007-110 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

□ 子ども相談支援センター（北海道教育委員会）住所 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

TEL 0120-3882-56 受付時間 毎日24時間

□ チャイルドライン（特定非営利活動法人チャイルドラインほっかいどう）

TEL 0120-99-7777 受付時間 月曜日～土曜日 16:00～21:00

□ 少年相談110番（北海道警察本部）住所 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

TEL 0120-677-110 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30

□ 岩見沢児童相談所 住所 〒068-0828 岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号

TEL 0126-22-1119 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30

## (7) いじめの認知

①いじめと疑われる事案をいじめ対策委員会で協議し、いじめと認知する。

#### 4 問題発生時の対応

いじめ対策委員会が中心となり、次の対応を組織的に行う

##### (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認

- ①情報入手時には可能な限りの最短時間で事実確認を実施する
- ②事実確認の必要な生徒、教職員からも正確な情報収集に努め、総合的、客観的な状況把握に努める

##### (2) 関係生徒への支援、指導

- ①いじめを受けている生徒に対する支援
  - ア 共感的な理解と対応
  - イ 安心できる環境の確保
  - ウ 長期的な相談支援
- ②いじめを行った生徒に対する指導
  - ア 相手の苦しみを理解させる指導
  - イ 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
  - ウ 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
  - エ 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導。

※必要に応じて、出席停止による指導および関係機関（警察、児童相談所等）との連携を行う

##### ③傍観者や黙認した生徒に対する指導

- ア いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- イ いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ウ いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を幫助することにもなるという意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、その取扱に十分留意し適切な支援、指導を行う

#### 5 いじめ解消の判断

「いじめ対策委員会」は、次の要件を規準として、いじめの状況について協議し、最終的に校長が「いじめ解消」について判断する。

##### 【いじめ解消の要件】

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと
  - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

#### 6 家庭との連携

##### (1) いじめを受けた生徒の家庭に対して

- ①事実を迅速に伝える。
- ②共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に把握したうえで学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携、協力して根本的な解決を図る。

(2) いじめを行った生徒の家庭に対して

①事実を迅速に伝える。

②いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携、協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒、保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、またはいじめを巡る情報が事実と異なる内容で拡がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱に十分留意し適切に行う

## 7 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが含まれることから、これらについては教育委員会とも連携し、早期に警察に相談、通報のうえ、連携した対応をとることとする。また、日常的な指導におけるいじめの未然防止を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、児童相談所との連携をとり、外部からの視点で効果的ないじめ対策を行うこととする。

### 附 則

1. この「いじめ防止基本方針」は、平成25年（2013年）3月17日から施行する。
2. この「いじめ防止基本方針」の内容等については、毎年いじめ対策委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する

# いじめ対応フローチャート

情報の把握（相談・通報、アンケート調査等）

情報を得た教員等

報告窓口：生徒指導部長

管理職（教頭→校長）

- ・教育委員会へ連絡
- ・警察報道規制
- ・マスコミ窓口【教頭】

教育委員会

いじめ対策委員会

- ◆ 構成員
- 教頭
  - 教務部長
  - 生徒指導部長
  - 看護科長
  - 養護教諭
  - 特別支援教育コーディネーター
  - 衛生看護科ならびに、専攻科看護科の学年主任および当該クラス担任

職員会議

指導方針会議

- ◆ いじめの認知
- ◆ 調査方針・方法等の決定
- ◆ 指導方針の決定・指導体制の確立
- ◆ いじめ解消の判断

いじめ対応プロジェクトチーム

- ◆ いじめを受けた生徒への指導チーム
- ◆ いじめを行った生徒への指導チーム
- ◆ 傍観者や黙認した生徒指導チーム

必要に応じ  
対応策についての指導・助言

保護者への対応

- ◆ いじめを受けた生徒の家庭に対し
- ◆ いじめを行った生徒の家庭に対して
- ◆ 全ての生徒、保護者に対して

関係機関との連携

- ◆ スクールカウンセラー
- ◆ スクールソーシャルワーカー
- ◆ 警察
- ◆ 学校医
- ◆ 児童相談所

経過観察【生徒・保護者】

いじめ問題の解決